



2022年5月10日

各 位

会社名 中部鋼鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 重松 久美男
(コード番号 5461 名証プレミア)
問合せ先 取締役総務部長 松田 将
(TEL 052-661-3811)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月23日開催予定の当社第98回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 株主総会および取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、株主総会の招集権者および議長ならびに取締役会における取締役社長の職務に関する規定の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日(木)
定款変更の効力発生日 2022年6月23日(木)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に本店所在地又はこれに隣接する地においてこれを招集する。</p> <p>② 前項のほか必要がある場合には臨時株主総会を招集する。株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き社長がこれを招集する。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は社長がこれに当る。社長に事故があるときは<u>副社長、専務取締役、常務取締役の順によりこれに代る。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に本店所在地又はこれに隣接する地においてこれを招集する。</p> <p>② 前項のほか必要がある場合には臨時株主総会を招集する。株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き社長がこれを招集する。<u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は社長がこれに当る。社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理し、社長に事故があるときは副社長、専務取締役、常務取締役の順によりその職務を代行する。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第 97 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理する。社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</u></p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> 当社は、第 97 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>現行定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の</u></p>
--	--

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理する。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 97 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第 2 条 現行定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の

	<p><u>削除及び変更案第 18 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則第 2 条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

以上